

安全管理の基本は、「現場パトロール」



萱野労働安全コンサルタントは、大阪市内の建設会社に月1回の安全衛生パトロールに参加してきた。建設業許可は大阪府知事を取得、営業種目は建築工事業、土木工事業、舗装工事業、とび土木工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業、建具工事業の多くの工事を受注している、従業員数は25名で一級建築士、一級土木施工管理技士等の有資格者を数多く取得している。

関連企業2社あり、電気、設備の工事を手掛ける会社である、受注も昔からの付き合いのある施主との良好な関係があり順調に売り上げも伸ばしている。

労働災害はなかったが、先般山口県で受注した工事で不安全行動による労働災害が発生した。

会社組織に安全環境部がないので外部より毎月の安全衛生パトロールの依頼があり、萱野労働安全コンサルタントは、現場での労働災害防止策を講じるため「月1回のパトロール」を実施している、会社は指導を受けて災害防止活動を行っている。

安全衛生上の問題点と改善計画

安全衛生パトロールの是正指導は次の事項である。

- 施工体制台帳に施工業者の記載漏れ等の不備があり、各現場への教育指導の徹底をお願いしたい。
- 特定元方事業者とすべての協力会社が参加する協議組織を設置していない。
- 毎月の安全衛生協議会を開催していない。
- 作業手順書が作成されていない。
- 持ち込み機械の管理が出来ていない。
- 新規入場者教育についての1年1回の健康診断の受診確認洩れ、1人親方の特別労災保険の加入についての推奨がされていない。
- 足場組立時の安全計算書がない。
(足場10m以下、設置期間60日未満につき、安衛法88条除外)
- SDS（安全データシート）の危険表示、保管方法が指導されていない。

上記の是正勧告内容を踏まえ、現場パトロールを続けた萱野労働安全コンサルタントは指摘した安全衛生管理上の問題点について次のように洗いだした。

- 短期間による小規模物件が多く、労働安全衛生法に沿った安全衛生活動に手が回らないといのが実情である。
- 法令に基づく現場工事事務所の「協議組織」「安全衛生協議会」を設置、運用させる。
- 作業手順書のない工事はあり得ないことを現場代理人は認識して、工種毎の作業手順書を関係協力会社に作成させ、元請は確認して作業ごとに運用すること。
- 関係協力会社に使用工事機械、工器具の現場搬入時は持込機械届を提出させ、点検表に基づく持込機械に不備がない事を確認したら、元請は使用持込届のシールを持込機械に貼り付けて管理する事。
- 新規入場者教育は資料に基づき職長が行い、元請は同席して場所の提供、現場遵守事項等の書類を提供すること。
- 仮設足場の計画書作成時に壁つなぎ等の安全対策の計算書を作成して、現場組立に運用すること。
- 化学薬品の使用時には化学物質安全データシートを使用する材料についてメーカーより取り寄せて使用作業員に周知させて安全管理に努めること。
- 不具合のある現場は重点現場として、次月も安全衛生パトロールを行い、指

摘した内容について確認すること。

- 報告書は必ず写真を添付してあるので、各職場に周知（配布）させること。

改善の効果

毎月1回のパトロールを実施するようになってから具体的な改善への動きになってきた。

- 安全衛生パトロールの指導事項を現場の安全作業に役立てている。
例：敷地内への移動式クレーンの荷吊り作業の感電防止のため関西電力の送電線への防護養生を行った。
- 安全衛生パトロールに会社を総括する取締役部長が同行して、指摘事項を現場へ即指導を行い労働災害防止に努めている。

今後の課題

安全パトロールの依頼のあった建設会社は景気の回復に伴い、多種の受注があり、配属する現場代理人の安全衛生教育指導が最重要課題になる、社長及び取締役部長が安全管理に熱心に取り組んでいるので小さい事故もなく推移している。

今後はさらに労働災害防止に向けて下記の課題に取り組んでいただきたい。

- 安全衛生法を遵守した現場運営管理を徹底すること。
- 安全衛生パトロールの指導結果について母店での工事部会議（毎月第2金曜日の19時～21時に開催）にて発表して現場の指摘事項の改善に努めて労働災害防止に努めさせること。

今回の安全衛生パトロールの指導を振り返り、労働安全コンサルタントは、自分の目で見たと書類審査を含め現場の稼働状況の指摘事項について、現場代理人との対話により改善を要求することができた。

現場の安全衛生パトロールが「転ばぬ先の杖」の安全管理の基本であることを認識した。



現場責任者と筆者

以上

2013年9月8日

萱野 静雄

CSP 労働安全コンサルタント